

成田市教育委員会会議定例会会議録【会議概要】

平成26年1月成田市教育委員会会議：定例会

期日 平成26年1月23日（木） 開会：午後2時00分 閉会：午後3時50分

会場 成田市役所5階503会議室

出席委員

委員長	秋山皓一	委員長職務代理者	小川新太郎
委員	高木久美子	委員	福田理絵
教育長	関川義雄		

出席職員

教育長	関川義雄（再掲）		
教育総務部長	深山芳文	生涯学習部長	諏訪峰雄
教育総務課長	伊藤和信	学校施設課長	藤崎宏行
学務課長	柳鶴暁	教育指導課長	山下隆文
学校給食センター所長	藤崎吉宣	生涯学習課長	秋山雅和
生涯スポーツ課長	大矢知良	公民館長	木川義夫
図書館長	大木孝男	生涯学習課課長補佐	木内悦夫
教育総務課課長補佐(書記)	宮崎由紀男		

【会議概要】

1. 委員長開会宣言
2. 教育長報告

主催事業等

平成25年

○12月27日 仕事納めの式について

全庁で仕事納めの式を実施後、教育委員会事務局の仕事納めの式を行った。それぞれの思いを込めた事業の実施に尽力してきた職員をねぎらうと同時に、年末年始の休日は自分や家族のために使い、十分休養をとろう、というような話をさせていただいた。

平成26年

○1月6日 仕事始めの式について

今年は年末年始、9連休となったが、仕事納めと同様、全庁と教育委員会事務局で実施。今年は市制施行60周年の年。通常の年に比べ、新たな行事も多く仕事は大変だが、思いを

込めて、「やってよかった」と思えるような事業の展開を目指していこう、というような話をさせていただいた。

○1月14日～17日 校長面談について

今年度末教職員人事異動について、各校校長の人事異動構想とこれに基づく個々の異動対象職員の状況等を聞いた。人事は、基本的に校長の異動構想に基づき実施されるべきものであるが、個々の職員の状況によっては当初定めた県や市の人事異動基本方針、特に同一校7年や新規採用後5年という異動の基本原則に反するものも相当数あり、それらについては特に細かくその理由等を述べてもらった。教育は何と言っても指導する教員の力量に負うところが大きいため、この時点での校長の方針は大変重要であり、それぞれの思いを真摯に受け止め、できる限りの対応をしてまいりたいと思うが、どんなに優れた教員でも、定期的な異動をさせなければ、各校にバランスの良い人事配置が進まないため、互いに協力し合うことも大切なことだと考えている。

○1月12日 成田市成人式について

今回は市制施行60周年記念イベントも兼ねて行うことを計画しており、開催時期が国際文化会館の改修工事とも重なっていたため、成田空港で実施することとしていた。当初は初めての場所であり、しかも屋外ということで、いくつもの不安はあったが、事前に担当者の多くがあらかじめ会場の下見を行うなど、綿密な準備を行ったこと、実行委員の真摯な取り組み、NAAや各エアラインの協力等もあって、大変華やかに、且つ静粛に、心に残る良い式典ができたと思う。会場は屋外であり、寒さが厳しかったが、現場担当や、実行委員は式典開始何時間も前から屋外で準備をしてくれた。また、会場は上から家族の方等も式典の様子を見ることができ、これまでにない感激を味わえたのではないかと思う。式典終了後もターミナルビル内で記念撮影をしたり、多くのメディアで取り上げてもらったり、成田の特色を生かした良い成人式だったと思う。なお、担当課である生涯学習課のみならず、式典準備と当日の手伝いに参加した職員には昼食もとらず寒い中、午後4時頃まで協力していただいたことを本当にありがたく思う。

○1月21日 市校長会議について

大栄公民館で実施。私からは特に4点について、話をさせてもらった。1点目は教職員の不祥事問題について。各委員の皆様もご承知の通り酒々井町立小学校教員が女子高校生のスカートの中を盗撮した容疑で逮捕され、県教育委員会から懲戒免職処分が言い渡された件について報告するとともに、この種の事件が後を絶たないことについて、どのように考えるか、今後再発防止に向けて何が大切かを話させていただいた。2点目は、いじめ問題について。各校でいじめ防止基本方針を策定し、学校は組織的な対応をしなければならないこと、その際の留意点等について話をした。3点目は、今年度末管理職選考の結果を伝え、普段からどのような対応が必要かをアドバイスさせていただいた。最後、4点目に、成田市を舞台に製作された、満島ひかり主演の映画「ハロー純一」が2月15日から上映されること、この映

画は地元成田で撮影された自主制作映画で、小学生以下は無料で鑑賞できるが、必ず大人の同伴が必要なことを伝え、是非親子で見たいと、お願いした。

○1月22日 視聴覚ライブラリー運営委員会について

今年度第2回目の運営委員会を開催した。今回は、今年度事業の中間報告と、次年度の事業計画案について提案し、委員の皆様の承認を得た。この中で、16ミリフィルムの利用状況等について、新しいフィルムは確保できない現状にあつて、今後もこれを継続して実施していくかどうか諮ったところ、できる限り継続してほしいという声が多かったため、図書館としても現状を維持する方針を示させていただいた。しかしながら、新しいメディアが発達した現在、機器の更新は望めず、フィルムも新しいものは制作されないという厳しい実情を考えると、困難が予想される。

また、映画会の実施について、「もりんぴあ」でも実施できないか、という声があつたが、基本的に有料施設であるため、あらかじめホールの予約をし、利用料金も予算化しておく必要があるなど、課題もある。しかしながら子育て支援課と共同で実施した映画が大変好評だったことなど、今後は市民目線で考え、「縦割り行政」と言われたいような取り組みも積極的に進めていく必要性を感じた。

○1月23日 ふれあいコンサートについて

今回は加良部小学校の合唱部によるコンサートだった。お聴きになった委員さんもいらっしやっただろうと思うが、子どもたちの澄んだ歌声、一生懸命な取り組みには、ただ観てるだけで嬉しくなるし、感動もする。子どもの力は凄い。それを引き出す先生の力はもっと凄いと感じた次第である。

その他

○12月24日 叙勲伝達について

八街市在住で、平成14年新山小学校校長でご退職された本橋茂次先生がご逝去され、叙位、従六位と、叙勲、瑞宝双光章の伝達を行った。ご自宅では奥様に出迎えていただき、ご生前のお話を伺い、どのようなお人柄であったか家族の思いがよく伝わってきた。校務で忙しい父親に娘たちが不満に思っていたことや、そのことを指摘されてようやく家族で楽しむ機会を作ってくれたことなど、教員としての責任感や仕事への情熱など、感じさせられた。

○1月9日 北総地区教育長・校長合同会議について

多古町のコミュニティプラザホールで緊急の合同会議が開催された。この時点では詳細は報告されなかったが、12月に不祥事が相次いでいたことから県教委から格段の指示があり、どの学校でも冬休み前に「モラルアップ委員会」の開催や不祥事防止のための研修を実施するよう指示があり、どの学校でも実践してきたにもかかわらず、再び同様の不祥事が北総管内で発生したことを知らせる内容でした。「またか」の感があつたが、いったいどうしてこうも不祥事がなくなるのか本当に悔しい思いで話を伺った。本市のことではないが、自分のこととして受け止めて、しっかり対処したい。

○1月10日 任期付職員採用試験について

産休・育休などで休暇を取っている職員に代わって、限られた期間のみ正規職員と同等の身分で仕事をしていただく、任期付職員を採用するための面接を行った。一人10分程度の面接だが、ほぼ1日かかるほどの応募者があった。それぞれ素晴らしい方々であった。特に、若い方には任期付ではなく、正規採用を望む方が多いのは当たり前だが、こうした機会を有効に使って、という気持ちが強く感じられた。

○1月20日 印旛地区教育長会議について

冒頭、北総教育事務所管理課長から、教職員の不祥事問題と、人事異動関係について話があった。県教委による今年度の懲戒処分者は、現在までに16件。このうち小中学校では9件であり、既に昨年度中の7件を超えている。大変危機感を持っているとお話があった。処分を受けた者の最近の傾向として、臨時的任用講師も含め、比較的経験の浅い年齢層が多いこと、職場外での非違行為が多いこと、他の事例から学ぶという当事者意識の欠如が見られること、情報機器の発達により、犯罪が起きやすくなっていること等があげられた。私は、これまでに何度か県教委の懲戒処分に該当した職員の事情聴取に立ち会ったことがあるが、一様に言えることは、「先が見えていない」ということ。こんなことをすれば後々大変なことになる。家族をはじめ職場の仲間たち、何より今目の前にいる子どもたちを裏切ることになる。そして自分の将来が閉ざされてしまう。ということに気付けないでいた。あるいは、大きな油断があった。教育公務員という立場の重さを感じて職務に専念してほしいし、何より、やりがいのある職場、生きがいのある仕事だと感じられるよう、管理職が中心となって学校全体で互いを磨き合えるような職場づくりを行っていただきたいと感じた。

また、教職員の人事異動に関連して、市町教育委員会への採用も含め、女性管理職の登用に力を入れてほしいこと。初任者を育てる環境整備を行うこと。来年度は少人数指導のための加配教員の数が減少すること、再任用者が増えてきていること等のお話があった。その後、印教連の表彰規程の改正について意見交換をした。問題となったのは、現職中に死亡した教職員が表彰に値するような功績があった場合、死亡後の表彰についてどのようにすべきか、これまで具体的な規定がなかったことから、今回新たに付け加えるべき。ということで話し合った。具体的には印教連総会で提案していきたい。

○1月22日 北総教育事務所による校長一次面接について

市ではすでに実施しているが、今回は教育事務所長及び管理課長が出席し、年度末人事異動について、各校長の意見具申を聞く面接である。これは、既に実施した私と市内校長との面接でも同じことを指摘したが、同一校7年、新規採用後同一校5年を超える職員については、原則異動対象者であることを再確認された。以前から言われていることだが、あと1年でこの該当になるということはすでに年度当初にわかっていることであり、年度末になって学校の都合で残したいという意見具申は、校長在職1年目はともかく、継続して同じ学校の経営をしている校長からの話となると、聞いてもらえない。それは当然だと思う。優れた教

員だからこそ、定期的に異動しなければ、他の学校に著しく不平等になる可能性があるからだ。人事は難しい。校長も自分の学校ばかり考えていても、次年度その学校に残れる可能性が100パーセントではない。広く見つめて、育てる気持ちが必要だと思う。

《教育長報告に対する主な質疑等》

委員：成人式が初めて空港で行われたが、静かで落ち着いた式であった。評判はどうであったか。

秋山生涯学習課長：成人式に参加した新成人から会場でアンケートを取った。まず、成人式典の感想については、「良かった」が253人、「どちらでもない」が13人、「良くなかった」が2人であった。次に、市制施行60周年記念事業としてコンサートを実施した。それについては、「良かった」252人、「どちらでもない」15人、「良くなかった」6人となっている。次に成人式の開催日について、今年はこれまでの成人の日ではなく、日曜日に開催したが、いつが良かったかの問いに対しては、「12日(日)」236人、「13日(月)成人の日」23人、「どちらでもよい」が12人であった。最後に、成人式の会場は何処が良かったかの問いに対しては、今回の「空港中央広場」が129人、「成田国際文化会館」128人、その他13人であった。様々なメディアにも取りあげられ、当日は天気にも恵まれたので、概ね好評価であったと思う。また、市議会議員や他の方々のブログの中でも、いい式典であったという感想が多かったように思う。

委員：実行委員については、西中出身の人が多かったのは、何故か。

秋山生涯学習課長：実行委員については、学校毎に選んでいるわけではなく、公募によりお願いをしたので、たまたま西中出身の方が多かったということだと思う。

委員：新成人と一緒にいらしたおばあちゃんも着物で来られていて、皆でお祝いする雰囲気があり、とても良かったと思う。空港の中で開催することで、着物の文化を発信することもできたと思う。是非、継続していただきたい。

委員：空港の中から親が見ることができるので、家族で祝っている様子が伝わってきて、とても良かったと思う。

委員：今年は空港での開催で、会場までの行き方に多少不安があったが、現地の案内がし

っかりしていたので、式の運営は良く出来たと思う。来年は何処で開催するかまだ分からないが、文化会館の場合は、新成人たちの雑談が懸念される場所である。ただ、久しぶりに顔を合せることが多いので、やむを得ないところではある。

3. 議 事

(1) 議 案

議案第1号 成田市就学援助費支給規則の一部を改正するについて

柳鶴学務課長 議案資料に基づき提案

(要旨)

就学援助費の認定者については、要保護認定児童生徒数は平成20年度に46人だったものが平成24年度に90人、準要保護認定児童生徒数は平成20年度に515人だったものが平成24年度に697人と、増加が顕著であることから、学校における就学援助事務の負担が増大している。また、同様に民生員児童員による調査件数も増加していることから、適正な認定事務を維持しつつ効率化を図るため、成田市就学援助費支給規則の一部を改正しようとするものである。併せて、生活保護法の一部を改正する法律が平成25年12月13日に公布され、一部を除き本年7月1日から施行され、この改正に伴い、本規則中に引用している生活保護法の条文に項ずれが生ずるため、併せて改正を行うものである。

改正事項としては、5点。はじめに、第8条第2項関係。要保護児童生徒の認定に係る申請があったときに、公簿等により確認することができる場合は、被保護者であることを証明する書類の添付を省略できる規定を設けることとする。

2点目、第8条第3項関係。準要保護児童生徒の認定に係る申請があったときに、初回については、新入学又は転入の児童生徒が大半を占めるため、申請時点において、学校が当該児童生徒の生活状況等を把握することは困難なため、民生委員の協力は必須とし、2年目以降の申請については、学校の関与が始まっており当該児童生徒の生活状況等も、学校での確認が可能になるため、校長が認めるときは、民生委員の協力を省略することができるものとする。

3点目、第9条及び第14条第2項関係です。準要保護児童生徒の認定の可否が決定したとき及び認定を取り消したときは、その旨を書面により教育委員会から担当民生委員に直接通知しているところであるが、要保護児童生徒については、民生委員に通知する必要がないため、準要保護児童生徒の認定の可否を決定したとき及び認定を取り消したときに、担当民生委員に通知するものとする。

4点目、第10条第1項第1号及び第14条第1項第2号関係。生活保護法の一部を改正する法律により生活保護法第24条第1項が同条第3項に改められることから、本規則第10条

第1項第1号及び第14条第1項第2号中「生活保護法第24条第1項」を「生活保護法第24条第3項」に改めるものである。

最後に5点目、別記様式関係、これは申請書。この申請書中、準要保護児童生徒の認定の可否及び取消しについて、担当民生委員にも通知する旨の同意を得ることとする。また、欄外に申請書類等の返却はできない旨及び虚偽等により認定を受けたときは、認定を取り消し、支給した就学援助費の返還を命ずることがある旨を加える。

なお、この規則中第8条第2項、同条第3項、第9条及び第14条第2項の規定は平成26年4月1日から、第10条第1項第1号及び第14条第1項第2号の規定は本年7月1日から施行する。

《議案第1号に対する主な質疑》

委員：改正事項の3点目、「準要保護児童生徒への認定の可否が決定したとき及び認定を取消したときはその旨を書面により教育委員会から担当民生委員に直接通知しているが、要保護児童生徒については、民生委員に通知する必要があるため、準要保護児童生徒の認定の可否を決定したとき及び認定を取り消したときに、担当民生委員に通知するものとする。」とあるが、これについては、どういうことなのか、詳しい説明をお願いします。

柳鶴学務課長：現規則では、認定の可否を決定したとき、あるいは取消したときには準要保護及び要保護児童生徒のどちらにもその決定の通知をすると読みとれるため、要保護児童生徒については通知する必要があることから、そのことを明確にするため改正しようとするものである。

委員：第9条及び第14条第2項の関係では準要保護児童生徒については、現行も改正後も変わらないという解釈でよろしいか。

柳鶴学務課長：そのとおりである。

委員：第14条第2項中、「通知するとともに」を「通知するものとする」に改めるとあるが、この違いは何か。

柳鶴学務課長：改正案において、条文を追加するに合わせて文言を整理したものである。

議長：議案第1号 成田市就学援助費支給規則の一部を改正するについて、を原案のとおり

り決する。

議案第2号 成田市いじめ防止基本方針（素案）について

山下教育指導課長 議案資料に基づき提案

（要旨）

既に周知の通り、昨年の国会において、「いじめ防止対策推進法」が議員立法として成立し、平成25年9月28日から施行されている。また、10月11日に文部科学省から「いじめ防止等のための基本的な方針」が決定・通知された。本市でも、本方針を参酌し、「成田市いじめ防止基本方針」を策定したので、審議をお願いする。まず、はじめに資料12ページ。ここに基本方針の概略を示しており、大別して5つの項目で構成している。第1が「いじめの定義」、第2が「基本理念」、第3が「教育委員会の責務と対策」、第4が「学校及び教職員の責務と対策」、第5が「保護者、地域、児童等の責務等」となっている。まず、1ページ。「いじめの定義」については、法では、「いじめとは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものであり、インターネットを通じて行われるものを含むもの」と定義されている。本市においては、この定義に加えて「たった一度であつても、いじめにかかわらないこと」「観衆や傍観者もいじめを助長する存在であること」「教職員の言動が児童等を傷つけたり、いじめを助長したりすることもあること」「外見的には、けんかのように見えることでも、安易に判断して放置したりしないこと」などの留意事項も加えて定義づけている。次に、2ページ。「基本理念」として、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為であること」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得ること」、「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守りぬく」、といった基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめ防止等に向けた対策を講じるものとする」と定めている。

次に、「教育委員会の責務と対策」。まず、1点目であるが、教育委員会の責務として、重大事態等が発生したとき、事実確認の調査やいじめ防止等の対策を実効的に行うために、現在、弁護士や精神科医、心理や福祉の専門家、警察等の専門的知識及び経験を有する者で組織されている学校問題解決支援チームの中に『成田市いじめ問題専門部会』を置くこととする。

2点目は成田市基本方針の策定。法では、国及び学校においては、基本方針の策定が義務づけられているが、地方公共団体においては、努力義務とされている。しかし、本市においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「成田市いじめ防止基本方針」を策定するものとした。3点目は教育委員会の施策。具体的には、(1) いじめの未然防止・早期発見のための取組として、子どもたちの心を育てるための道徳教育や体験活動の充実を図るとともに、教

職員の資質向上を高めるための研修の実施、毎学期末における定期的な調査を行うこと。(2) 相談体制の整備として、児童等及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、教育委員会教育指導課及び教育支援センターをいじめ相談窓口とし、解決に向けて関係機関等と連携をしながら対応していくこと。(3) インターネットを通じて行われるいじめの対策として、千葉県環境部県民生活課の「ネットパトロール」等との連携を図りその防止・解決に努めるとともに、情報モラル等の研修を計画的に実施し、教職員の資質の向上に努めること。(4) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保として、学校が必要に応じて、スクールカウンセラーや教育相談、心理等の専門的知識を有する者から協力を得られるよう人的配置を講ずるものとする。具体的には、スクールカウンセラーが配置されていない小学校においても、児童や保護者、教師がいじめ等に係る相談ができるよう拠点校に教育相談員を配置すること。(5) 啓発活動として、本市独自の「いじめ問題対応マニュアル」を作成し、市内各小中学校へ配布・周知するとともに、児童、生徒、保護者へもいじめ防止に向けたリーフレットを作成・配付するものとする。こと。(6) いじめに対する措置として、いじめの相談・報告を受けた時は、学校に対し必要に応じて適切な支援や指示を行うとともに、児童相談所や警察等の関係機関と連携した対応や出席停止、就学校の指定の変更等の弾力的な対応を検討すること。以上6点を施策として掲げてある。

次に、5ページ。児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるなどの重大事態が発生したときの対処として、教育委員会としても「いじめ専門部会」により事実関係を明確にするための調査、保護者への情報提供、市長への報告を行うこと。また、調査の結果を踏まえての対処及び再発防止に向けた措置を講ずることとしている。

また、その他の事項として、基本方針策定後も法の施行状況等を勘案して、成田市基本方針の見直しや検討を図り、必要に応じて改定することとしている。

なお、6ページからは、「学校及び教職員の責務と対策」及び「保護者、地域、児童等の責務等」について示してあるが、特に学校においては、国や市の基本方針を参酌して、学校におけるいじめ防止等のための対策に関する「基本的な方針の策定」と、「組織の設置」及び「適正な評価等」を行うこと。また、児童等においては、平成19年1月に開催された千葉県いじめゼロ子どもサミットで採択された、「いじめゼロ宣言」の遵守を責務として盛り込んでいる。

なお、国や県の方針について市町村への説明会が開催されたのが昨年11月の中旬のことであり、時間的にも財政面的にも十分な検討ができない中での策定であったので、とりあえず素案として提案させていただいた。今後、教育委員の皆様及び関係者等からの意見を伺いながら見直しを図り、より適切なものに改正してまいりたいと考えている。

また、昨年度の教育委員会議で提案させていただいた「成田市いじめ問題対応マニュアル」についても、本基本方針に準じて改訂をさせていただいたので、併せてご意見をいただければと思う。主な改訂点として、2ページの3に学校が実施すべき施策として、学校としてのいじめ防止等のための基本的な方針の策定と組織の設置、及び4ページの6に「重大事態への対処」、9ページの10に「学校の取組状況総点検と評価」についての項目を新たに加えた。

また、昨年度の教育委員会定例会議で委員から、「具体的な例、指導して解決した実例を示すことが学校にとってはより有効である」というご助言をいただきましたので、10ページから13ページに本市における「いじめの解決事例」を追記させていただいた。

《議案第2号に対する主な質疑》

委員：この案については、今後、追加、修正や削除等を行うことになるのか。

山下教育指導課長：本日、ご意見をいただいたうえで修正をさせていただく。その後、教育民生常任委員会に報告させていただく予定である。千葉県では、4月1日に条例を制定し、通知を行うという話もあるので、そうしたことも含めながら検討していく必要があると考えている。現時点では、暫定案として示して、毎年見直しをしていくことになると考えている。

委員：通常、「児童生徒」を使うと思うが、ここでは、「児童等」と表記されている。「児童等」とした理由は何かあるのか。

山下教育指導課長：いじめの定義の中で、「児童等」とは、「学校に在籍する児童又は生徒をいう」と注釈を示してありますので、その後の表現については、簡潔化を図ったものである。

委員：基本理念は3つで、1番目は児童生徒に対する啓蒙的な内容であり、2番目は「防止」についてのものだと思う。3番目が「解決」にあたる部分と思われが、ここでは「守り抜く」という表現になっている。いじめを解決していかなければならないので、「守り抜く」という表現では弱い気がする。

委員：昨年のいじめの認知件数が1学期169件、2学期が328件、このうち252件が解消済みという報告があるが、今年度の状況を教えていただきたい。次に、この基本方針（案）では、「定義」から始まっているが、本来、市として、いじめの問題をどう考えて、本方針を作ったのか、教育委員会としての思いを「前文」として入れた方がいいと思う。次に、条例化している市町村もあるが、成田市は条例化の考えはあるのか。次に、基本理念の導入部分の文章については、参考とすべき例があって作成されていることと思うが、その中で、「社会全体の願い」という表現がある。むしろ、子どもたち一人一人の思いを大切に作る所から発していることが伝わるような表現が望ましいと思う。3つの基本理念については、いじめが起こることが前提でのもの

であり、いじめを防止し、いじめを許さない、いじめを起こさせないようにするという市としての姿勢もこの中に入れたほうがいいと思う。次に、表記として「～すること」としているが、印象として命令形のように感じる。「～すること」としたのは、何か意図があるのか。

山下教育指導課長：まず、今年度のいじめの認知件数は小学校168件、中学校87件、計255件である。そのうち、解消率は小学校が71.4%、中学校は63.2%となっている。次に「前文」については、事務局内でも指摘があり、現在、検討中である。3点目の条例については、今後、この基本方針を施行していく中で、必要があれば検討することも考えられるが、条例の制定については市長部局との調整等も必要となるので、慎重に検討してまいりたい。最後の「～すること」の表記については、教育委員会の責務と対策について、事務局が行うべきものなので「～すること」という表現にしてある。

関川教育長：基本理念の三番目の部分については、「いじめ防止対策推進法」第3条の基本理念とほぼ同じような内容となっている。地方公共団体は、国の方針等を参酌して作成することになっており、特に、基本理念の部分はあまり変わらないほうがいいと考えている。

委員：参酌するということは、変えてもいいのでは。

関川教育長：変えなければならない理由があれば変えられると思う。これは、あくまで、いじめ問題の解決ではなく、いじめ防止対策に係る基本理念ということで解釈していただきたい。

委員：昨年よりもいじめの認知件数が減っている。学校での先生方のご努力が実っている結果だと思う。条例については必要があれば検討するとのことであるが、何か事が起こってから対応するという事は避けていただきたいと思う。常に先んじた対応を考えていただきたい。いじめ防止対策推進法では、市は「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができるとされているが、本市では設置しないのか。

山下教育指導課長：本市では、教育委員会事務局内にすでに設置している機関を活用する考えである。

委員：いじめの未然防止、早期発見のための取組みの中で、「道徳教育の充実」とあり、

道徳教育を特化して強調しているように思われ、それがとても危険な感じがする。大津の事件では、学校が道徳教育の研究校であったということであるが、隠蔽があり、問題が大きくなっていった経緯もあった。国が打ち出した考えだとは思いますが、道徳教育を前面にだすよりも教育活動全体の中で考えていくべきだと思う。いじめに進んでしまう思春期にある、問題を抱えた子どもたちを道徳教育という形で抑え込むことによって問題が大きくなるように教育委員会は考えていく必要があると思う。また、相談体制の整備において、多くの相談窓口があることも対応マニュアルに示されているが、保護者の方々に十分周知をしていただきたいと思います。

委員：ここには、学級経営という視点からのものがない。いじめ問題の一番の基本は学級経営だと思う。学級経営がしっかりしていれば、いじめは起こりにくいし、仮に起こっても学級で解決する力が養われているので早期解決に向かうと思う。道徳教育に力を入れるのもいいが、ベースとなるのは学級であり、担任と生徒の関係が一番重要で、学級経営という視点でのいじめ防止対策に関する文言があってもいいと思う。

山下教育指導課長：ご指摘のとおりだと思うが、やるべきことはたくさんあり、その中で中心となるものを基本方針に載せている。具体的な対応等については、いじめ問題対応マニュアルに学級経営等も含めて記載をしている。

委員：スクールカウンセラーは、現在、どのように学校に配置されているのか。

山下教育指導課長：スクールカウンセラーについては、県教育委員会から配置されている。週1日＝6時間、年間210時間以内、年間35回となっている。小学校には配置されていないため、市独自で拠点校8校に教育相談員として配置している。来年度は拠点校を11校に増やして、手厚く対応できるようにする。

委員：いじめ防止等の啓発活動について、年に一回でも時期を決めて、重点的に啓発を行うなどの取組みをしてはどうか。その期間はスクールカウンセラーが常駐して相談できる体制をとる等、「いじめ防止週間」といったものを作っていただければと思う。

山下教育指導課長：これまでも、いじめ防止週間について検討した経緯はある。県の条例案では、4月をいじめ防止月間のような形で打ち出してくることも考えられているようである。条例が制定されれば、それに準じた形になると思われるが、学校によって読書週間、教育相談週間や人権週間など様々なものがあり、学校の対応は大変なものがある。また、いじめは年間を通じて取り組んでいくべきものであるため、特に重点的に

やるとなれば、「命を大切にするキャンペーン」や人権週間でも同じようなことをやっているの、そうした取り組みと関連して実施出来ればと考えている。

委員：学校及び教職員の責務のところ、「児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること」とあるが、「対処する」ではなく、「対処し、解決を図る」とするべきだと思う。教育委員会の姿勢として「対処する」では弱いと思う。

委員：PDCAサイクルで検証を行うとあるが、どういう意味か。

山下教育指導課長：計画を立て、実行し、評価をして、改善を図るという意味である。

関川教育長：先程からの質問のうち、道徳教育、条例、防止週間、解決を図ること等について、共通することであるが、この基本方針については、あくまで方針であり大まかな基本的な考え方を示したものである。まず、道徳教育については、すべての教育活動を通じた道徳教育であり、道徳の教科ではなく、学級経営にも当てはまるし、部活動にも当てはまると考えている。条例については、千葉県が議員立法で条例を提案しようとしているが、条例となれば条例違反の問題もあり、子どもの指導に関して条例で定めることはかなり難しいと思われる。学校の運営に携わったことのない人が条例を作ろうとしているので、その案に対して各教育委員会に諮って意見を聞いているとのことである。県が今後どういう動きをするのか注視する必要がある。解決を図ることはそのとおりであるが、いじめの認知件数がこれだけあり、未だに解決していない問題もある。そうした中で、いじめの解決を図ると言い切ってしまうことは厳しいことと思われる。姿勢を示すことは大切であるが、基本方針としては少し幅を持たせた文章表現になっているとご理解いただきたい。

委員：相談体制の整備の中で、「相談窓口で受けた案件は、解決に向けて関係機関等と連携しながら対応していくこと」とあるので、「解決」という言葉を使ってもいいと思う。いじめは100%解決することが前提であり、そうでなければキャンペーンをやる意味もないと思う。それだけ真剣に取り組んでもらいたいということである。真剣に、本気で子どもたちの命を守る気があるのか、大切にする気があるのか、そこが一番重要なところだと思う。

委員：関川教育長から話があったように基本方針であるので、ある程度含みのある表現でもいいのではないかとと思う。ただ、文言については、十分検討していただく必要がある

と思う。

委員：基本方針である以上、解決してあげなければいけないと思う。教育委員会の姿勢としてそこまで言い切るべきだと思う。子どもの人権や命に係わることなので、本当に「対処」という言葉で終わらせていいのか、検討していただきたいと思う。

委員：自殺の背景調査における留意事項であるが、自殺とした子の周りにいる子どもに対する配慮についての記述がない。周りの子どもも相当な影響を受けるので、保護者への対応を含めて記述があってもいいと思う。

議長：議案第2号 成田市いじめ防止基本方針（素案）について、を原案のとおり決する。

議案第3号 成田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正するについて

秋山生涯学習課長 議案資料に基づき提案

（要旨）

本議案については、昨年11月の教育委員会会議において、議案第8号として一度ご審議をいただいたものである。青少年問題協議会は、これまでは「地方青少年問題協議会法」第3条第2項及び第3項の規定により、会長には当該地方公共団体の長を充て、委員には市議会議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、当該地方公共団体の長が任命するとされていたことから、本市の青少年問題協議会設置条例第3条第2項で、市議会議員、副市長、関係行政機関の職員5人、それから識見を有する者17人で構成するものとし、会長である市長と合わせて合計25人の協議会と定めていた。この協議会は本来、市長の附属機関であり、市長から教育委員会への事務委任により、生涯学習課が事務局を担当しているところであるので、議案提案に際しては、これまでの開催実績や他市の設置状況なども参考にしながら、市の条例・規則等改正の担当課と事前に協議を行ったうえで提案をさせていただいた。その結果、会長を市長とする法律上の規定は無くなったが、関係行政機関相互の連絡調整にあたるという本協議会の性質等に鑑み、会長をそのまま市長とする案を提案させていただいたところである。しかし、11月の教育委員会会議の後、条例改正に向けて、委任元である市長部局との最終的な協議・調整を行ったところ、法による規定がなくなったのであれば、附属機関という性質上、会長は市長ではなく市民からなる委員による互選が適当である。また、市職員を関係行政機関の職員に位置付けるのではなく委員の構成を見直すべきとの判断が示されたので、全体を見直し、議案第3号として、再度ご提案させていただくこととなったところである。この度の提案の経緯については、ご理解を賜りたい。

それでは改正の内容について説明する。次のページ新旧対照表をご覧ください。第3条で会長及び委員で合計25人であったものを委員20人とする。

また、市議会議員、副市長を削除し、関係行政機関の職員を5人から4人とする。市議会議員については、法律等の定めがあるものを除き審議会等には参画しないこととするとの議会からの申し出により削除するものである。また、原則として本市職員を附属機関の委員には選任しないとの方針により、副市長を削除するとともに、これまでは、関係行政機関の職員として教育長及び市の関係部長4人を充てていたが、これらを任命しないこととし、関係行政機関そのものを見直し、県警北総地区少年センターやちば北総地域若者サポートセンターなどの青少年問題を扱う機関の参画を得たいと考え、4人とした。

さらに、これまで識見を有する者17人としていたが、これをより明確化し学校教育の関係者3人、青少年教育の関係者5人、そのほか識見を有する者8人とし、定数を20人とするものである。次のページでは、副会長を1人としたうえで、会長及び副会長は委員の互選とするものである。併せて、幹事及び顧問については協議会の性質上必要と認められないことから、規定を削除しようとするものである。

なお、委嘱にあたってはそれぞれ規定の人数を委嘱するが、事故等により委員が欠けた場合を想定し、いずれも「〇人以内」との表現にしている。

そのほか、文言の整理を行い、改正する条例については、本日当該議案の承認をいただき、平成26年3月定例会市議会で条例改正を行う予定である。

《議案第3号に対する主な質疑》

委員：本協議会の具体的な活動内容について教えてほしい。

秋山生涯学習課長：市内において青少年問題に関わる機関・団体、例えば青少年相談員連絡協議会、PTA、警察等に集まっていただき、各機関・団体が抱える青少年に係る問題について提案いただき、連携を取りながら解決に向けての方策を考えていくことになる。

議長：議案第3号成田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正するについて、を原案のとおり決する。

(2) 報告

報告第1号 「成田市学校教育振興基本計画」策定業務について

伊藤教育総務課長 資料に基づき説明

(要旨)

平成26年度 当初予算要求 主要事業のなかで説明させていただいた「成田市学校教育振興基本計画」策定業務であるが、市議会の予算の議決前ではあるが、仕様書のなかで明確に条件を謳ったうえで、プロポーザルの募集を1月14日から開始したので報告させていただく。平成13年3月に策定した「成田市学校教育長期ビジョン」は、平成27年度をもって終了することから、次期計画を平成26年度、27年度の2か年をかけて見直しを行う。国においては、平成18年12月に教育基本法が改正され、国の定める教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体においても教育の振興のための基本的な計画を定めるよう努めるとされたことから、これを踏まえ、平成27年度末に「学校教育振興基本計画」として策定してまいりたいと考えている。

この計画の策定に当たっては、民間事業者の専門的知識や、総合的な情報収集能力を活用する策定支援業務の委託を実施する。

委託業者の選定について、平成26年度速やかに業務を開始するために、あらかじめ公募型プロポーザル方式により、受注予定者の選定を実施することとする。

1月に参加者の募集を行い、2～3月に書類審査、プレゼンテーション審査を行い、平成26年4月当初の契約締結を目指すものである。今回は、債務負担行為を設定することから、平成27年度末までの契約期間となる。

現在、この募集は市のホームページの入札情報に掲載しているが、お配りしている「プロポーザル実施要領」、「プロポーザル募集要項」等は、添付している資料である。

《報告第1号に対する主な質疑》

委員：まず、プロポーザル方式について、詳しい説明をお願いします。また、応募状況について差支えなければ教えていただきたい。

伊藤教育総務課長：「プロポーザル方式」と同じような言葉で「コンペ方式」がある。「コンペ方式」は企画競争であり、最も優れた提案を採用する選定方法で、対して「プロポーザル方式」は業務に関して企画を出してもらうとともに、どのような人がどのようなことを行うという提案をしてもらい、最も優れた提案者を採用するものである。コンペは企画の内容の競争で、プロポーザルは企画を含め、担当する人を選ぶことになる。明日が応募締め切りであるが、応募はそれ程多くはない。募集にあたり、実績として基本計画を作成したことのある会社としていることから、実績のある会社が少ないこともあり、今のところ、2～3社の見込みである。

委員：例えば、応募した2社のいずれの提案も良くない場合はどうなるのか。

伊藤教育総務課長：各提案に対して、選考委員が点数をつけ、その点数が60点を超えない場合は、採用しないことになり、2社とも不採用となる。その場合は、条件を変えるなどして再度募集をすることになる。

委員：これまでは、入札方式であったが、このプロポーザル方式を採用することのメリットは何か。

伊藤教育総務課長：入札方式は価格の競争であるが、プロポーザル方式は提案する業務内容の競争となり、予算内の中で、より良い提案を選択することができることになる。

4. 委員長閉会宣言